

インボイス制度に関する当金庫の対応について

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 5 年 1 0 月 1 日からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）開始に伴い、当金庫では、適格請求書発行事業者として、お客さまに対するインボイスの発行について、下記のとおり対応させていただきますので、お知らせいたします。

記

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号等について

登録番号	T 3 1 6 0 0 0 5 0 0 3 3 1 9
氏名又は名称	長浜信用金庫
登録年月日	令和 5 年 1 0 月 1 日
本店又は主たる事務所の所在地	滋賀県長浜市元浜町 3 番 3 号

2. 当金庫が発行するインボイス帳票について

(1) 営業店の窓口等で各種手数料をお支払いいただく場合の取扱い

インボイスの要件を満たした「取扱手数料領収書」、「振込金（兼振込手数料）受取書」等を発行させていただきます。

領収書・受取書等の再発行はいたしかねますので、大切に保管願います。

(2) 預金口座から自動振替により手数料をお支払いいただく場合の取扱い（インターネットバンキング等によるお振込の振込手数料を含みます）

インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を発行させていただきます。

ご入用の都度、発行対象期間をご指定のうえ、窓口にて発行をご依頼ください（手数料は無料です）。

また、「インボイス管理票」の定期的な発行をご希望されるお客さまは、予めお取引店にお申し出ください。「しんきん電子交付システム」により電子交付させていただきます（手数料は無料です）。

※郵送でお取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。

※「インボイス管理票」には、「取扱手数料領収書」等を発行させていただいた上記（1）の手数料についても、一部が記載されます。なお、窓口受付のお振込（総合振込を含みます）に係る振込手数料は、「インボイス管理票」には記載されません。

(3) 依頼書・法人インターネットバンキング・しんきん自動集金サービス等による口座振替で、振替済資金からの差引きにより口座振替手数料をお支払いいただく場合の取扱い

インボイスの要件を満たした「預金口座振替報告書兼手数料領収書」を発行させていただきます。

「預金口座振替報告書兼手数料領収書」の再発行はいたしかねますので、大切に保管願います。

(4) ATMでのお取引について

3万円未満となるATMの手数料は、インボイスの交付義務が免除されており、現行の「お取扱票」についてインボイスに対応するための改正は行っておりません。お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで仕入税額控除を受けることが可能となります。

3. 当金庫が発行するインボイス帳票について

(令和6年3月1日現在)

手数料の種類	対象となる手数料 (例)	お客さまに発行するインボイス帳票	
		お取引時に発行	ご希望に応じ発行
(1) 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・代金取立手数料 ・両替手数料 ・硬貨入出金手数料 ・各種証明書発行手数料 ・融資関係手数料（ご融資の実行またはご返済と同時にお支払いいただく場合を除く） ・手形・小切手発行手数料 ・入金帳発行手数料 ・通帳・カード再発行手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱手数料領収書 	<ul style="list-style-type: none"> ・インボイス管理票 注1
	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口受付のお振込み（総合振込を含みます）に係る振込手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ・振込金(兼振込手数料)受取書 ・振込受付書(兼振込手数料受取書) ・総合振込受付書兼手数料受取書 	—
(2) -1 自動振替で預金口座よりお支払いいただく各種手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・自動振込手数料 ・残高証明書発行手数料（継続発行） 注2 ・でんさいサービスご利用手数料 注3 ・EB利用料（法人インターネットバンキング、ファームバンキング、アンサーサービス） 注4 ・インターネット等による振込手数料 ・貸金庫利用手数料 ・夜間金庫利用手数料 <p style="text-align: right;">など</p>	—	<ul style="list-style-type: none"> ・インボイス管理票 注1

手数料の種類	対象となる手数料（例）	発行するインボイス帳票	
		お取引時に発行	ご希望に応じ発行
(2) -2 自動振替で預金口座よりお支払いいただく各種手数料	・媒体受付手数料 注5	・下記①②の組み合わせ ①「媒体受付手数料引落依頼書」の写し ②預金通帳上の手数料引落し表示	・インボイス管理票 注1
(2) -3 インターネットバンキング等によるお振込み（総合振込を含む）に伴い預金口座よりお支払いいただく振込手数料	・インターネットバンキング等によるお振込み（総合振込を含む）に係る振込手数料	—	・インボイス管理票 注1
(3) 依頼書・法人インターネットバンキング・しんきん自動集金サービス等による口座振替で、振替済資金からの差引きによりお支払いいただく口座振替手数料	・口座振替手数料	・預金口座振替報告書兼手数料領収書	—
(4) ATMでのお取引でお支払いいただく各種手数料 注6	・ATM振込手数料 ・ATM利用手数料	—	—

注1 インボイス管理票の発行について

インボイス発行のご依頼をいただいたお客さまに対して、「インボイス管理票」を作成し発行させていただきます（当金庫に預金口座をお持ちのお客さまに限ります）。

- ・ご入用の都度、対象期間をご指定のうえ、窓口にて発行をご依頼ください。「インボイス管理票」を紙面で発行いたします。
- ・「インボイス管理票」の定期的な発行をご希望されるお客さまは、予めお取引店にお申し出ください。

「インボイス管理票」は、「しんきん電子交付システム」により電子交付させていただきます。同システムのログインIDと仮パスワードをご通知申し上げますので、ご自身でログインし「インボイス管理票」をダウンロードし、保管願います。

注2 継続発行の残高証明書発行手数料について

インボイス管理票では、証明書の作成日が取引日となります（証明書は証明基準月末日の翌月第1営業日に作成され、手数料は翌々月10日に指定口座より引き落とされます）。

（注）しんきん共同センターにおいてインボイス管理票に記載されるお取引日の出力変更が行われ、令和5年12月末現在の残高証明書に係る発行手数料（令和6年2月13日引落とし）より、お取引日が作成基準月末日から証明書作成日に変更されています。

注3 でんさいサービスご利用手数料について

インボイス管理票では、対象月の月末が取引日となります（手数料は、対象月の翌月25日に指定口座より引き落とされます）。

注4 EB利用料について

インボイス管理票では、月末日が取引日となります（手数料は翌月10日に指定口座より引き落とされます）。

注5 媒体受付手数料（令和6年8月引落日分よりお取扱い開始）

インボイス管理票では、月末日が取引日となります（手数料は翌月8日に指定口座より引き落とされます）。

なお、インボイスの保存に代えて、インボイス要件を満たした契約書である「媒体受付手数料引落依頼書」の写しを保存していただき、預金通帳上の手数料引落し表示と組み合わせることにより、仕入税額控除の要件を満たすことが可能です。

注6 A T Mでのお取引でお支払いいただく手数料について

3万円未満となるA T Mの手数料は、「自動販売機・自動サービス機特例」に該当するため、インボイスの交付義務が免除されております。このため、当金庫では、現行の「取扱票」についてインボイスに対応するための改正は行っておりません。

お客さまが一定の事項（自動販売機・自動サービス機特例に該当する旨、所在地（長浜信用金庫〇〇支店A T M 等））を記載した帳簿を保存することで仕入税額控除を受けることが可能となります。詳しくは、顧問税理士等にご相談ください。

以 上